

## 新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：制限措置の段階的緩和）

6月13日、サントメ・プリンシペ政府は、国内全土における公共の大惨事状態（Situacaode Calamidade Publica）の宣言について閣議決定した旨発表しました。同宣言は、6月16日午前0時から7月31日まで継続されます。

同宣言により、制限措置の緩和を伴う3段階のフェーズによるプロセスが実施されます。

措置の概要は次のとおりです。

### 1 全般的措置（宣言の期間中有効）

- (1) 市民に対し、自宅待機を義務づける。（出勤や緊急時を除き、外出を避ける。）
- (2) 市民に対し、群衆を避けることを義務づける。
- (3) 病人に対し、監視下での隔離を義務づける。
- (4) 公道、公共の閉鎖空間及び自家用車・公共の乗物内（運転手のみ乗車の場合を除く）でのマスク着用を義務づける。
- (5) タクシー、バス、その他公共交通機関の乗車定員を、法定の3分の2とする。
- (6) 全ての公共の場におけるソーシャルディスタンスの確保（最低1.5メートル）を義務づける。床又はベンチに、カラーテープ又はペンキで距離の目印を付けることを義務づける。
- (7) 保健当局のガイドライン順守を義務づける。
- (8) 公共・プライベートの場における頻繁な清掃及び消毒。
- (9) 全ての公共・民間施設の入口において、石けんによる手洗い又は消毒することを義務づける。
- (10) 20名以上での葬儀を推奨しない。（新型コロナウイルス犠牲者の葬儀では、所定の要領を順守する。）
- (11) バー及びクラブを閉鎖する。
- (12) あらゆるパーティ及び音楽祭の開催を禁止する。

### 2 追加措置：フェーズ1（6月16日から30日まで）

- (1) 都市封鎖プロセスを廃止する。
- (2) 商店及び一般サービスは、午前7時30分から午後3時まで営業する。パン屋、ガソリンスタンド及び薬局は、午前6時から午後6時までとする。
- (3) 市場は午前5時から午後3時まで開店する。交代販売制度、日曜日閉鎖を継続する。
- (4) カフェ、ケーキ店、レストラン及び行商は、午前7時から午後4時までの営業時間で再開する。店舗内の入店を収容規模の半分まで、同一グループ又は家族のテーブルごとに最大4名までとし、一般的な衛生規則を順守する。午後4時から午後10時までは、持ち帰り

サービスを提供することができる。

(5) 公共サービスは、午前7時30分から午後1時までの勤務時間で全ての業務を再開し、職員間の距離を保つ。

(6) 銀行、通信業者及びその他のサービス業者は、午前7時から午後3時まで営業する。

(7) 公共・民間工事は、一般規則を順守の下再開する。

(8) 個々のスポーツの練習を再開する。

(9) サントメ人及びサントメに居住する外国人向けの、帰国のための特別商用便フライトを許可する。

(10) ミサ及び宗務を、2日に1回の頻度で再開する。教会及び寺院の収容力の3分の1まで入場可とし、一般的な衛生規則を順守する。

### 3 追加措置：フェーズ2（7月1日から15日まで）

(1) 商店及び一般サービスは、一般的な衛生規則を順守の下、通常の営業時間で営業する。

(2) 公共サービスは、一般的な衛生規則を順守の下、通常の人員、営業時間で業務を行う。

(3) 高等教育、12年クラス及び職業教育の対面授業を再開する。教室ごとに生徒20名までとし、一般的な衛生規則を順守する。

(4) 美術館、劇場、文化・芸術展示場及び図書館を再開する。

(5) 教会及び寺院は、一般的な衛生規則を順守の下、収容力の50パーセントまで入場可とする。

(6) 閉鎖空間での集会、会議開催を可とする。会議室の収容力の50パーセントまで入室可とし、一般規則を順守する。

(7) ホテル、ゲストハウス及びカジノは、観光省が定める所定の規制を順守の下、再開する。

(8) カフェ、ケーキ店、レストラン及び行商は、通常の営業時間で開店する。店舗内の入店を収容力の半分まで、同一グループ又は家族のテーブルごとに最大4名までとし、一般的な衛生規則を順守する。

(9) 入院患者（新型コロナウイルスの患者を除く）、老人ホーム及び刑務所への面会は、一般的な衛生規則を順守の下、許可する。

(10) 領空閉鎖を解除し、一般規則及び国際規制を順守の下、ポルトガル語諸国共同体各国からの商用便フライトを許可する。

### 4 追加措置：フェーズ3（7月16日から31日まで）

(1) サントメ島ープリンシペ島間のフライト及び客船輸送は、一般的な衛生規則を順守の下、再開する。

(2) 体育館及び同種施設は、一般的な衛生規則を順守の下、再開する。

(3) 市場は午前5時から午後5時まで開店する。交代販売制度、日曜日閉鎖を継続する。

(4) 全ての国の商用便フライトは、一般規則及び国際規制を順守の下、許可する。

5 上記措置は政令により定められ、6月16日から効力を発する。

6 本プロセスは流動的であり、常時評価の対象となる。上記措置は、国内の感染状況により、常に調整、変更され得る。

**【参考リンク】**

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ(国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

**【本件問い合わせ先】**

在ガボン日本国大使館 領事班(サントメ・プリンシペ兼轄)

所在地: Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号: (+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先: (+241) 077-38-73-38